

パブコメ

まちづくり

障害者

凡例

日日時場所会場対象内容講師定員費用申込方法物持ち物お問い合わせ先HPホームページ検索ページ番号検索ファクスメール託児あり催主催注注意事項

現庁舎用地利活用基本方針 市民説明会

市役所移転後の現庁舎用地の利活用に関する市の基本的な考え方を説明します。

日場定 下表のとおり

申 6月16日(水)～各開催日前日午後5時までに希望日時、氏名・電話番号、手話通訳の希望の有無を電話または kokyoshisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp で公共施設整備推進室へ※先着順。定員を超過する申し込みがあった場合は別途対応

注 オンライン配信に関して詳しくは市HP [検索1025856](#) をご覧ください

日程 ★はオンライン配信あり

日時 (6月)	場所	定員
24日(木) 午後2時30分～3時30分★	市民スポーツセンター	30人
26日(土) 午前10時～11時★	市役所第1庁舎3階 第一・二委員会室	20人
29日(火) 午後2時～3時	福祉センター	14人
30日(水) 午後2時～3時	恋ヶ窪公民館	11人

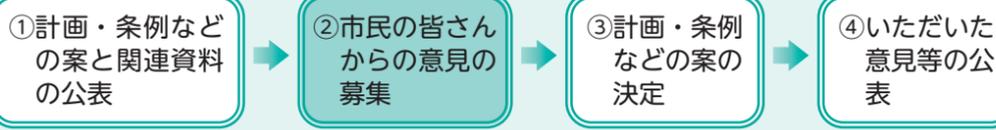
→公共施設整備推進室 (内498)

令和2年度 パブリック・コメント運用状況

市民生活に関する重要な政策等の策定または改廃に当たり、市民の皆さんの意見を聴くため、パブリック・コメント(意見提出手続)を行っています。この制度は、一連の手続きで、市民参加による開かれた市政の推進を図るものです。市HPなどから資料が入手でき、提出の期間も通常30日間を確保します。実施の際は、市報などでお知らせしますので、皆さんの積極的な参加をお願いします。

令和2年度の実施案件は10件です。

パブリック・コメント手続きの流れ



令和2年度パブリック・コメント運用状況一覧

件名	担当課	意見数	提出者数	反映件数
新庁舎建設基本計画	政策経営課	106	56	42
住工共存地区内における建築物の制限に関する条例	まちづくり計画課	0	0	0
まちづくり条例の改正	まちづくり推進課	32	4	0
国分寺駅北口駅前広場条例	駅周辺整備課	38	15	1
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	高齢福祉課	7	1	0
地域福祉計画実施計画(後期)・成年後見制度利用促進基本計画・自殺対策計画・再犯防止推進計画	地域共生推進課	29	5	3
第4次障害者計画・第4次障害者計画実施計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	障害福祉課	33	4	4
現庁舎用地利活用基本方針	政策経営課	38	15	1
第二次就労支援プラン	経済課	2	1	1
国土強靱(じん)化地域計画	防災安全課	8	3	2

→政策法務課 (内559)

ご存じですか 障害者(児)・ 難病患者の 手当制度等

→障害福祉課(内344)

右表の要件に該当していて、まだ申請していない方は、早めに手続きをしてください。現在手当等を受給していて、要件に該当しなくなった方は、すぐに届け出をしてください。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

所得基準額表 (右表の支給されない方欄の「一定額」)

税法上の扶養親族等の数	重度心身障害者手当・心身障害者(特例)福祉手当・特殊疾病者福祉手当・心身障害者医療費助成制度		障害児福祉手当・特別障害者手当	
	本人・配偶者・扶養義務者	本人	本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円			6,287,000円
1人	3,984,000円			6,536,000円
2人	4,364,000円			6,749,000円
3人	4,744,000円			6,962,000円
以下1人増えるごとに	380,000円加算			213,000円加算

※所得審査は6月15日時点では平成31(令和元)年中の所得額。年度切替月以降は令和2年中の所得額。指定する控除がある場合、一定額を所得額から控除できます

手当等一覧

手当名	対象者	支給されない方 ※市に住民登録のない方や 下記のいずれかに該当する方	手当額等	年度切替月
国制度 特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を要する状態の方	○施設に入所している方 ○病院・診療所に継続して3か月を超えて入院している方 ○所得が一定額を越えている方(*)	月額27,350円	
国制度 障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害があるため、常時介護を要する状態の方	○施設に入所している方 ○公的年金制度から障害を理由とする年金を受けている方 ○所得が一定額を越えている方(*)	月額14,880円	
都制度 心身障害者福祉手当	20歳以上で次のいずれかに該当する方 ○身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ○愛の手帳1～3度をお持ちの方 ○脳性まひの方 ○進行性筋萎縮症の方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を越えている方 ○心身障害者特例福祉手当受給中の方 ○特殊疾病者福祉手当受給中の方	月額15,500円	8月
市制度 心身障害者特例福祉手当	20歳以上で次のいずれかに該当する方 ○身体障害者手帳3・4級をお持ちの方 ○愛の手帳4度をお持ちの方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方(手帳の交付日時点で、65歳以上になっている方) ○施設に入所している方 ○所得が一定額を越えている方 ○心身障害者福祉手当受給中の方 ○特殊疾病者福祉手当受給中の方	月額5,400円	
都制度 心身障害者医療費助成制度(マル障)	次のいずれかをお持ちの方 ○身体障害者手帳1・2級(内部障害者は1～3級) ○愛の手帳1・2度 ○精神障害者保健福祉手帳1級	○生活保護受給中の方 ○健康保険未加入の方 ○㊟・㊿・㊽医療証をお持ちの方 ○後期高齢者医療被保険者で住民税が課税されている方 ○所得が一定額を越えている方 ○65歳以上で手帳を取得した方 ○65歳までに申請しなかった方(一部申請できなかった方を含む) など	保険診療の本人負担分を助成(課税世帯は一部負担あり) ※食事療養費等は自己負担	9月
市制度 特殊疾病者福祉手当(難病手当)	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証または都難病医療費等助成制度の医療券をお持ちの方(一部疾病は小児慢性特定疾病の医療受給者証も可)	○施設に入所している方 ○心身障害者福祉手当受給中の方 ○心身障害者特例福祉手当受給中の方 ○所得が一定額を越えている方	月額6,000円	10月
都制度 重度心身障害者手当	65歳未満で次のいずれかに該当する方 ○重度の知的障害者で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を要する状態の方 ○重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ○重度の肢体不自由であって両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方	○新たに手当を受けようとする65歳以上の方 ○施設に入所している方 ○所得が一定額を越えている方 ○国立療養所に入所・入院している方 ○病院・診療所に継続して3か月以上入院している方	月額60,000円	11月

(*) 受給資格は取得できますが、手当の支給は停止となります